

**(趣旨)**

第1条 この要領は、中学生学習支援事業実施要綱（以下、要綱）第5条に基づき、狭山市立中央中学校区で実施する中学生学習支援事業（以下、本事業）に関して必要な事項を定めるものとする。

**(対象者)**

第2条 本事業の対象者は、狭山市立中央中学校に在籍する中学1・2・3年生とする。

**(内容)**

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象科目 国語、数学及び英語とする。
- (2) 実施方法 本事業による学習支援は、自己学習を基本とするなかで、必要な支援を行う。
- (3) 実施日等 本事業は、原則として、日曜日の午後1時から午後3時に実施する。
- (4) 実施場所 本事業は、中央中学校を会場として実施する。

**(学習支援員等の配置)**

第4条 本事業を実施するため、SSVCから学習支援コーディネーター及び必要な人数の学習支援員の配置を受ける。

- 2 学習支援コーディネーターは、地区担当指導主事と連携し、本事業の実施計画の立案や学習支援員の配置に係る調整等を行う。
- 3 学習支援員は、本事業に参加した生徒の自学自習を監督するとともに、必要な支援を行う。

**(申込み)**

第5条 本事業に参加を希望する者は、中央中学校を通して、教育委員会へ参加申込書を提出する。

**(雑則)**

第6条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、本事業の実施運営に関し必要な事項は、学習支援コーディネーターと地区担当指導主事が協議して定めるものとする。

- 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。